

一九世紀末における銀価変動と上海金融市場

——中国通商銀行の初期活動に関連して——

浜 下 武 志

序

アジア近代史の特徴は、当該国及び当該地域における

前近代と近代との関係が連続と断絶の両面を持ち、両者の相互規定として展開されてきたところにある。と同時に、この「前近代―近代」関係に「ウェスチン・インパクト西歐の衝撃」が不可分に結びつき、アジアの近代はこの西歐とアジアとが、衝撃と対応、影響と受容、更には圧力と抵抗との関係の全体過程として構成されていると言えよう。従って、前近代―近代、及び西歐―アジアの両者の関係の中で生成する歴史的諸結節点が、アジア近代の特質を最も端的に体现していると考えられる。このことは、近代アジア史

研究の課題と方法とが、右の歴史的諸結節点の内在的展開を分析することを通じて、アジア近代の構造と動態とを明らかにする点にあることを示唆している。

アジア近代史が持つこのような複合性は、その経済史の中に、更に、具体的には広義の意味における通貨・金融・財政史の領域の中に、固有の特質が示されていると考えられるのであるが、先の前近代―近代、西歐―アジアの相互規定的関係を中国経済史に即して研究対象別に概観すると以下の三点が指摘されよう。

(1) 前近代と近代との連続性・継承性に留意すべき研究領域にギルド行会史研究がある。太平天国の乱以降、一九世紀末に至るまで都市の手工業・商業・金融公会が再建・新

設されていく過程があり、この公会在中国近代の対内対外的經濟關係の変動を体现していると把えることも可能であろう。⁽¹⁾ また、同郷或いは同業の帮や行会組織が歴史的形態を異にしつつも、現代に至るまで社会的生活の重要な単位であり続けたという観点もその連続性に着目したものである。⁽²⁾

(2) いわゆる「近代」的性格を持つ金融組織である、一八九六年に設立された中国通商銀行、二〇世紀初頭に設立された大清銀行・交通銀行の歴史なども不可欠の検討対象である。中国通商銀行をその設立意図から見ると、伝統的上海金融市場を基盤に、香港上海銀行をモデルとしつつ、アメリカの国法銀行法にも一部分則った銀行が構想されている。更に、日本における銀行設立及び富強策の経験も参照された。横浜正金銀行が当初同様に香港上海銀行をモデルとしたことと比較すると、その設立構想には共通性が確認される。しかし、後述する如く、その後の過程は中国通商銀行が在地の錢莊との結びつきを強めたため、差異が示されていくことになる。⁽³⁾ これらはいわゆる新式銀行は、前近代―近代、及び西欧―アジアの關係の結節点において歴史的に生成したものと見做す

ことができよう。

(3) 一九世紀後半以降の西欧とアジアとの關係を明らかにする基本的研究領域として、國際市場における銀価下落によって変化したアジアの通貨・金融制度問題がある。インドと並び最大の銀使用国であった中国は、国家財政が銀を基礎に運営されていたにも拘らず、一九世紀末に至るも独自の銀通貨は鑄造されず、メキシコドルなど外国銀貨の大量の流入も基本的には秤量貨幣として流通した。従って、銀は地金の市場価格として変動し、国内的には政府の鑄造になる銅錢との比価において計測され、また、対外的にはロンドンの銀価格に連動していた。このため、西欧市場で銀価格が下落し始めると、影響は直ちに中国に及び、貿易金融の変化、次いで投資問題、更には國際金本位制下における中国の幣制改革問題を引き起こし、西欧―アジア關係は一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、この銀価下落問題をめぐって大きな転換期を迎えた。⁽⁴⁾

本稿はこれらのうち、一九世紀末を中心とした中国通商銀行の初期活動の分析を目的とするが、その前提として、銀価下落と上海金融市場の変化とを問題史的に概観

しておきたい。

一 銀価下落と買附委託制 Indent System の採用

1. 為替変動と中国貿易

一八七三年七月、ドイツの金本位制採用を契機に開始されたロンドン市場における銀価の下落は、一八八〇年代には他の諸国の金本位制移行、アメリカの銀生産の増大に伴って漸減の傾向を辿り、次第に西欧とアジアとの貿易金融・投資関係に影響を及ぼし始めた。即ち、銀価下落に金建換算値減少が、対アジア輸出貿易、対アジア投資に障害要因として作用したためである。表1に示す如く、一八九〇年代に入ると、銀価下落は一層加速された。これは、一八九三年、インドの銀貨自由鑄造停止及びアメリカの銀買上法(シャーマン法)の廃止、また、一八九七年、日本の金本位制制定など、アジアの銀本位国も金本位制へのコースを進み始めたためである。この結果、依然として事実上の銀本位制を採る中国は一層下落の影響を被ることとなった。中国の貿易決済単位である海関兩(一〇〇海関兩は一〇・四上海兩)の為替相場はロンドンの銀地金相場の変動に直結しており(表1

表1 銀価及び為替の変動

	ロンドン銀価 (1オンス当り)		ロンドン宛上海電報為替 (1海関兩当り)			
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
	d.	d.	s.	d.	s.	d.
1886	47	42	4	9 $\frac{3}{8}$	4	3 $\frac{5}{8}$
1887	47	43 $\frac{1}{4}$	4	9 $\frac{3}{8}$	4	4 $\frac{1}{8}$
1888	44 $\frac{1}{4}$	41 $\frac{1}{2}$	4	5 $\frac{1}{4}$	4	2 $\frac{1}{4}$
1889	44 $\frac{3}{8}$	41 $\frac{1}{2}$	4	6 $\frac{1}{2}$	4	2 $\frac{3}{8}$
1890	54 $\frac{5}{8}$	43 $\frac{1}{2}$	5	3	4	3 $\frac{7}{8}$
1891	48 $\frac{3}{8}$	43 $\frac{3}{8}$	4	9 $\frac{1}{4}$	4	3 $\frac{5}{8}$
1892	43 $\frac{3}{8}$	37 $\frac{7}{8}$	4	2 $\frac{3}{4}$	3	8 $\frac{1}{2}$
1893	38 $\frac{3}{8}$	30 $\frac{3}{8}$	3	10 $\frac{3}{8}$	3	1 $\frac{3}{8}$
1894	31 $\frac{3}{4}$	27	3	1 $\frac{1}{4}$	2	7 $\frac{7}{8}$
1895	31 $\frac{3}{8}$	27 $\frac{1}{4}$	3	0 $\frac{7}{8}$	2	8 $\frac{3}{8}$
1896	31 $\frac{1}{16}$	29 $\frac{3}{4}$	3	1 $\frac{1}{8}$	2	10 $\frac{5}{8}$
1897	29 $\frac{1}{16}$	23 $\frac{3}{8}$	2	11 $\frac{1}{8}$	2	3 $\frac{1}{4}$
1898	28 $\frac{1}{16}$	25	2	8 $\frac{7}{8}$	2	5 $\frac{3}{8}$
1899	28 $\frac{7}{8}$	26 $\frac{3}{8}$	2	9 $\frac{3}{8}$	2	7
1900	30 $\frac{3}{16}$	27	2	11 $\frac{1}{8}$	2	8
1901	29 $\frac{9}{16}$	24 $\frac{1}{16}$	2	10 $\frac{1}{2}$	2	5 $\frac{1}{2}$

W. F. Spalding, *Eastern Exchange, Currency and Finance*, p. 257.
China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1882-1901*, Appendix I, xvi.

参照)、更に、一八九四—九五年の日清戦争、一九〇〇年の義和団の乱などによる影響も加わり、当時の上海海関稅務司H. H. Hobsonには、「金融恐慌」とも

認識されるものであった。⁽⁵⁾ 歴年の駐上海イギリス領事による年次報告は、銀価下落の貿易への影響、とりわけ輸出入品価格の変動を指摘している。

一八九四年、駐上海領事 N. H. Hannen は、イギリスの綿布価格の上昇につき次の如く報告した。

マンチエスター製品の輸入に関して、銀価が下落し始めてからの長期間に互る事態の一般的方向は、銀価下落と殆んど同一歩調で、イギリスにおける〔綿製品の〕金建価格も下落してきたということである。シャーターイングの並製一反で、一八七二―七四年にマンチエスターでは一〇s. から一〇s. 六d. したものが、現在は送り状価格で六s. から六s. 二d. である。

この結果、アジアにおける銀建販売価格は、一八九二年末迄は驚く程安定していた。しかし、一八九三年には事情は異っていた。マンチエスター市場は初めて銀価下落傾向に従うことを停止したため、急速な価格上昇があった。⁽⁶⁾

この価格上昇(表2参照)が直ちに貿易量減少に結びつくか否かは未だ決定しかねるとしつつも、輸出減少を懸念している。

表2 上海における輸入綿布・綿糸価格の変動(海関両)

	グレイ・シャーター イング 7 lb.(反)	英綿糸 No. 16-24. (担)	インド綿糸 (担)	日本綿糸 (担)
1886	0.99	17.72	22	
1887	1.01	19.54	23	
1888	1.06	22.22	17.50	
1889	1.07	20.96	18.91	
1890	1	20.04	17.63	
1891	0.98	18.80	17.04	
1892	0.96	17.82	16.78	
1893	1.14	20.98	17.92	
1894	1.36	22.78	17.98	
1895	1.28	22.08	18.37	19.98
1896	1.29	23.24	19.58	19.82
1897	1.39	24.92	21.52	22.58
1898	1.34	24.32	19.17	21.40
1899	1.32	23.42	19.08	21.68
1900	1.62	26	19.49	21.30
1901	1.61	26	20.93	21.68

Decennial Reports, 1892-1901, Appendix I, xxii.

次にインド綿糸につき、同報告は、インドからの綿糸輸入は、幣制改革による改革の幅

と同程度の影響を受けたようである。上海—カルカッタ間の為替相場は、以前には一〇〇両が三〇三rs. 5a.に安定していたが、インド貨幣条例が施行されると突如一〇〇両が二四四rs.に下落し、それ以来一貫している。この下落に伴い、上海におけるインド糸二〇番手の価格は、六月の五二—五四両から一八九四年一月の六六—六八両へと次第に上昇した。……インド鑄造局の閉鎖直後、輸入量は前年同期比の半分近くに減少した。⁽⁷⁾

と述べ、銀価下落対策に伴う価格上昇と輸入量減少とを指摘している(表2.参照)。

他方、中国品の輸出貿易につき、生糸の例を見よう。中国における標準的生糸の価格を、例えば七里糸の一梱は現在四三〇—四四〇両であり、為替相場は三s.一〇d.である。この価格は為替相場が六s.であった二〇年前とほぼ同じである。一八七〇年には、ロンドンにおいて二〇s.の金で一lb.程度の生糸しか買えなかったが、現在ではほぼ一・五lb.を購入できるだろう。このことは、銀の購買力が一定であるとすれば、特異な商品である金の価格が五〇%上昇した

ことになる。⁽⁸⁾

ここには、上海における生糸価格が一定であったため、ロンドンでは金銀比価の格差部分が実質的な減価として作用したことが示されている。表3に示した如く、ロンドンの生糸価格は、為替変動に直結して変動している。

表3 銀価変動と生糸価格

	上海價格 (1梱)	1海関両の為 替相場		ロンドンの 日建値	
		s.	d.	s.	d.
1893年6月	上海両 345	3	10 $\frac{3}{4}$	11	3
7月	350	3	6 $\frac{1}{2}$	10	3
8月	355	3	5 $\frac{1}{4}$	10	0
9月	347 $\frac{1}{2}$	3	5 $\frac{1}{4}$	9	10
10月	337 $\frac{1}{2}$	3	5 $\frac{1}{2}$	9	9
11月	340	3	4	9	4 $\frac{1}{2}$
12月	337 $\frac{1}{2}$	3	3 $\frac{1}{2}$	9	1 $\frac{1}{2}$
1894年1月	342 $\frac{1}{2}$	3	2 $\frac{1}{4}$	9	1 $\frac{1}{2}$
2月	347 $\frac{1}{2}$	3	0 $\frac{1}{2}$	9	0
3月	352 $\frac{1}{2}$	2	9 $\frac{3}{4}$	8	0

British Parliamentary Papers, Foreign Office, Report for the Year 1893 on the Trade of Shanghai, p. 18.

この問題は、「銀価下落にも拘らず、上海における価格が一定であったことは、生糸生産に刺激を与えなかつた」という生産者側の条件、及び貿易金融が外国銀行・洋行に掌握されていたという事実を差当り捨象すれば、銀価下落が輸出に有利に作用しうることを意味している。また、銀価下落の結果、大量の中国棉花が非常に安い相場でリヴァプールに輸出され、それは一八六三—六四年の棉花飢饉以来なかつた事実であることも指摘されている。中国の輸出貿易に関しては総じて、

銀の金価格の下落は、中国商品の価格を引き上げる効果を發揮してはいないようである。むしろ、欧州側が支払い可能な限度額以内で購入できる多種類の商品を、旧価格のままヨーロッパにもたらす、という効果を与えている。⁽¹¹⁾

と捉えられ、輸出品目並びに輸出相手国の多様化が注目されている。

以上に見た如く、銀価下落が輸入制約的效果と輸出促進的效果とをもたらしたことを、輸出入商品の価格変動の面から窺うことができるのであるが、とりわけ在中国外国人輸入業者にとり実際の貿易取引の局面で一層問題

とされた点は、単に銀の低価格化のみにあるのではなく、変動の不安定性、変動幅の大きさにあつた(表1参照)。この打開策として採用された方法が次項に見る買附委託制であつた。

2. 買附委託制 Intent System の採用と外国銀行

駐上海イギリス領事N H ハネンは、一八九二年度の報告で買附委託制につき次のように述べている。

長期に亘つた為替相場の変動によつて、商人達は取引の方法を変更せねばならなかつた。とりわけ輸入業者の場合は然りであつた。商品のストックを維持していたり、市場の需要に応じてとり寄せたりするという方法に代り、商人達はイギリスに注文する以前に現地取引業者に販売するという方法を選択するようになった。彼らは、まず銀建価格と為替相場とを同時に定め、次いで電報でマンチェスター宛に注文を出す。かくして、購買と販売とが替相場の決定とが実際的には同時に行なわれ、その結果、為替リスクは銀行が負うこととなり、外国人輸入業者は取引の過程で手数料のみしか獲得できないようになつ

た。……銀行は為替リスクを負うが、手形の販売と購入とを同額にすることにより自己防衛をする。その結果、どのように為替が変動しようとも、一方における損失は他方の利益で相殺されるのである。⁽¹²⁾

ここに記された如く、輸入業者は銀価下落対策として買付委託制を採用したのであるが、その結果、銀行が全面的に為替リスクを担うこととなり、貿易金融の銀行への集中が一層もたらされた。銀行はその本来の機能からしても、為替の売と買との均衡策をとったのであるが、当初輸入貿易対策として導入された買付委託制は、銀価変動下では、必然的に銀行をして一層積極的に輸出貿易金融を確保せしめることにならざるをえない。中国に関して、茶・生糸の輸出貿易では、一八七〇年代末に外国銀行は既に地方金融機関（錢莊）に短期貸付（チェック・ローン）として買付資金を供給していた。⁽¹³⁾更に、香港上海銀行の場合、一八八〇年代後半から支店網をアジア各地に拡充し、かつ金建準備金の増加を企図してロンドン市場との結びつきを強めていたことに鑑みれば、銀行にわたる貿易決済は、中国一國の輸出入に関する均衡を意味するのではなく、多地域間における多角的決済の結

表4 中国の国別輸出入額（1000海関兩）

	1875		1885		1895		1900	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
イギリス	21,133	29,165	23,992	21,992	33,960	10,571	45,467	9,356
香港	27,525	12,747	35,268	15,870	88,191	54,774	93,847	63,962
インド	14,855	241	16,149	589	16,944	2,764	16,816	2,865
海峽植民地	700	793	1,725	999	2,536	1,887	2,625	2,435
カナダ	60	44	51	2	612	485	654	458
オーストラリア	557	2,049	256	1,880	409	1,212	518	861
小計	64,830	45,039	77,441	41,332	142,652	71,693	159,927	79,937
アメリカ	1,016	7,674	3,315	8,298	5,093	15,383	16,724	14,752
欧州	766	8,579	2,518	7,304	7,552	21,172	10,273	24,977
ロシア	101	4,463	195	4,852	1,902	15,603	4,373	12,374
仏領インドシナ	124	80	228	76	1,406	500	986	1,303
朝鮮	—	—	25	121	56	638	1,189	804
日本	2,486	1,593	5,264	1,491	17,195	14,822	25,753	16,938
総計	69,994	68,913	89,407	65,006	179,947	143,293	222,129	158,997

Hsiao Liang-lin, *China's Foreign Trade Statistics 1864-1949*, pp. 138-153.

果としての均衡を実現することを意味していた。その結果、当時のマンチェスター綿工業の利害は、領事の危惧にも拘らず、銀行にとっては二義的となり、表4に示す如く、単に中英関係のみならず、大英帝国全体との関係の中での中国の位置が問題であり、その関係総体の中で輸出入及び金銀価格差の均衡がとられればよいということになるであろう。従って、イギリス本国との直接貿易の増加が少いという領事の指摘も、銀行にとってはインド産綿糸の対中国輸出で貿易決済上は処理されうるのであろうし、また、アメリカ・日本の綿工業がマンチェスターの有力な競争相手となったとする危機感も、貿易関係全体から見ればこの時期には相対化され、綿工業資本と金融資本との利害関係の乖離を齎すこととなった。

かくして銀価の下落は、貿易決済方法の変化を通じて、アジアにおける外国銀行の地位を強化せしめることとなり、その外国銀行を介して、次節に見る如く、新たな銀価対策としての投資活動が展開されるのである。

二 投資活動の展開と上海金融市場

1. 株式投資と対清朝政府借款

買附委託制の採用がこの時期の貿易決済上における銀価下落対策であったとするならば、今一つの対策は、对中国投資の促進、投資条件の整備・拡充であり、それは中国の金融市場に一層密着した行動として現われた。銀価下落が投資を促す要因となっていることにつき、駐上海イギリス領事Nリハネンは一八九三年の報告で次の如く述べている。

現在の低い銀価は、外国資本が中国に良好な条件で投資するための特異な機会を提供している。もし中国政府が、鉄道やその他の公共事業のための借入れにヨーロッパ市場へ赴くならば、十分に満足がいく条件で借入れることが可能であろう。金借款を銀換算すると原額の二倍になり、有効に使用すれば、剰余の報酬があるのみならず、肥沃な奔流のように中国の輸出貿易を刺激して貿易収支を改善し、その結果、西欧・中国を共に安定させるべく銀の中国への流入を齎すであろう。……もし中国が外国企業に公正に開放されたならば、何年間も流入を待機していた世界中の余剰銀のための余地がここにはある。

このような中国への投資条件に関する認識を前提とし

て、この時期の上海における投資はまず株式への投資として表われ、株式市場の整備が開始された。

上海への投資を吸収する機関として、証券取引所「上海股份(株式)公所 The Shanghai Sharebrokers Association」が一八九一年(光緒一七年)イギリス商人を中心に設立された(一九〇五年に至り、上海衆業公所 Shanghai Stock Exchange へと改組・拡充された⁽¹⁵⁾)。また同年ロンドンに設立された中国協会 The China Association⁽¹⁶⁾、元香港総督 Des Voeux を会長に、ジャーディン・マセソン商会の W. Keswick を議長に戴き、上海・香港・横浜・神戸に地方委員会を設置し、その他に銀行委員として香港上海銀行が加わって、各地の商業会議所に対する指導的役割を担っている⁽¹⁷⁾。上海股份公所に登録された企業は、すべて外国企業であり、業種別企業数は表5に見るとおりである。一八九四年と九七年との両年を比較すると、下関条約による工業企業権の規定により、綿工業その他の工業企業株の増加、また土地会社株の払込み額の増加、社債・工部局債・中国政府債の募集も多額に昇っていることが注目される。次に、株価は上海兩建及びドル建(ドル建株価の企業はほとんど香

港を活動の根拠地とする)が大部分であり、配当は、一八九四年六月期の四四社の年平均で七・六%である⁽¹⁷⁾。株価は、香港上海銀行の場合、例外的な高値ではあるが、一八九四年六月、九六年一月、九九年一月の各時点でそれぞれ一〇〇%、一八五%、三四〇%のプレミアムが付された⁽¹⁸⁾。

外国企業株に対する中国人の投資の増加も特徴的である。業種は、航運・保険・銀行・ドック・地産・各種工業・公共事業など全般に亘り、株主も、当該企業の買辦の他に、商人、紳商にも及んでいる⁽¹⁹⁾。また、華僑による投資活動も一八九〇年代から急増している⁽²⁰⁾。

新たな株式投資の活況と共に、一層大規模な投資は、清朝政府に対する借款である。一八九三年から一九〇〇年までにおこなわれた二三件の借款のうち銀建は八件であり、借款額の比率は、イギリスの借款のみを取ると、ポンド建四〇〇万ポンド、兩^元建一四〇〇万兩であり、換算比一七対一となり、圧倒的に金建が多い。貸付担当者も、香港上海銀行を筆頭に、イギリス系銀行では、チャータード銀行、マーカンタイル銀行などがあり、その他他獨亜銀行、露清銀行などの各国銀行が続き、洋行が貸

表5 上海株式投資の業種別・通貨別内訳 (単位 1000; 1 上海両 ≡ 1.5 ドル ≡ 3s.)

		1894年12月				1897年12月			
		企業数	上海両建	ドル建	ポンド建	企業数	上海両建	ドル建	ポンド建
銀行	3	—	10,000	893	3	—	10,000	820	
船舶	4	530	2,600	747	4	—	2,200	753	
貨物船	4	830	—	—	4	830	—	—	
ドック	5	1,770	1,563	—	7	3,680	2,563	—	
波止場	3	392	1,000	—					
海上保険	6	—	2,367	125	6	—	2,617	125	
火災保険	3	—	900	—	2	—	800	—	
鉱山	4	2,000	1,474	—	4	2,000	1,492	—	
土地	2	600	2,500	—	4	1,300	2,933	—	
砂糖	3	250	2,700	—	3	250	2,700	—	
綿工業	0	—	—	—	6	4,312	—	—	
その他工業	5	714	130	—	7	1,009	180	—	
その他	7	137	1,080	144	10	598	1,435	152	
計	49	9,293	23,714	1,909	60	13,979	26,920	1,850	
社債・工部局債・政府債	13件	2,019	—	—	17件	2,922	—	—	

The North-China Herald, December 14, 1894 及び December 31, 1897.

付当事者となる例は大きく減少している(尚、借款問題につき第三節参照)。

2. 上海銭莊業と資金調達問題

外国商人の経営になる上海股份公所が設立される二年前に既に中国側の公開株式市場である「平準股票(株式)公司」の設立が公にされている。その趣意書は以下の如くである。

即如公司一端、人見輪船招商與開平礦務獲利無算、有是風氣大開、羣情若鶩、期年之内效法者十數起。每一新公司出、千百人爭購之、以得票爭幸、不暇計其事之興衰隆替也。……今平準公司逐日懸牌、定出真價、如兌換錢洋之聽衣牌然、可一見而知。

輪船招商局や開平礦務局に対して示された商人からの積極的な株式への応募はその後も続き、企業設立の度に株式投資ブームが生ずるが、その後の株価の変動にまでは目が行き届かない。そこで平準公司を組織し、そこで株価を公表して株の売買の便を図ろうとしたものである。

また、錢莊相互間の決済を円滑化する企てとして、一八九〇年に滙劃（手形）總會が設立され、一定額の手形を相互に発行して互に清算するという手形交換所の原型に相当する組織が作られた。この錢業滙劃總會は錢莊活動の要として、この相互決済の他に、非會員錢莊の代理及び外国銀行からの委託なども引き受けていた。

右の如き金融市場を整備せんとする試みがあったが、一八九〇年代の大きな変動の中では、これらが必ずしも十分に機能を發揮したとは言えない。そこで以下に資金欠乏を告げた上海市場の状況を追ってみよう。

上海金融市場の変動は、洋釐（銀圓一元に對する上海九八規銀の建相場。重兩比では一元〇・七二兩）と銀拆（錢莊の貸付銀千兩に對する日歩）とにより銀資金の需給状態が表わされる。表6に見る如く、一八九〇年代は兩者共に高い水準で推移しており、全般的な資金不足を示している。とりわけ、洋釐は、日清戦争時期、一八九七年の工場建設ブーム期、一九〇〇年の義和団の乱の時期、また銀拆は、一八九七年前後にピークをなしている。拡大しつつある貿易量、株式・企業建設への投資のための需要に加え、清朝政府による民間からの戦費調達、

更には賠償金支払いのための資金需要が次第に大きくなっており、これらの結果、上海金融市場は慢性的な資金不足の状態に陥っていた。これらに加え、上海市場における銀拆が高騰した原因として、前述した買附委託制とは異なる貿易決済方法の採用があった。駐上海イギリス領事N・ハネンは一八九四年の報告の中で次の如く述べた。

買附委託制に基づいてなされる契約に関連して、去年（一八九三年）、それとは異なる方法が大規模に行なわれた。この方法では、価格はその時点での為替相場に應じて決定される。即ち、中国人取引業者はある最小限度の為替相場を保証した。

この方法では、中国人貿易業者は大体高い為替相場で契約し、このように銀價を常に高く維持することによってのみ、自らの損失を補うことができた。

ここに示された中国人貿易業者は、その資金源を錢莊に依存しており、錢莊は相互間で、また外国銀行からの短期貸付により資金を調達していた。従って、表6の当該年の銀拆の高騰に對し、この決済方法が反映していたと見做すことができよう。一八九七年十一月の事例ではあるが、銀拆のつり上げを禁止する上海道台の布告には

表6 上海における洋盤・銀拆の変動

	洋盤 (両)		銀拆 (両)	
	最高	最低	最高	平均
1886	0.752	0.724	0.90	0.15
1887	0.735	0.720	0.65	0.15
1888	0.738	0.722	0.80	0.17
1889	0.755	0.726	1.00	0.19
1890	0.741	0.734	0.50	0.19
1891	0.740	0.720	0.60	0.13
1892	0.743	0.724	0.60	0.13
1893	0.741	0.722	1.00	0.19
1894	0.763	0.726	0.50	0.09
1895	0.775	0.737	0.65	0.06
1896	0.757	0.725	0.90	0.22
1897	0.786	0.726	1.00	0.24
1898	0.776	0.728	0.85	0.21
1899	0.760	0.728	0.92	0.16
1900	0.785	0.731	1.00	0.17
1901	0.747	0.730	0.45	0.08

中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』pp. 609, 628. 原載は『申報』及び *The North-China Herald*.

次の如く記されている。

近來各錢莊復有利空盤買賣、以致洋價日漲、每天拆息重至三元之多、而銀拆亦因之加大。……查上海市面出入多用現銀、商賈與錢莊通有無、拆息原不能禁止、而銀洋皆系合作規銀核算、是以向不准有洋拆名目、……合亟出示諭禁。

錢莊の空取引により洋価(洋盤)が、さらに銀拆が高

騰しており、また、錢莊の中には、独自に洋拆(上海規銀に換算せずに銀元に付した貸付利子)を定めているものがある点を禁止している。そこでは、錢莊が商人に現銀を供給すべき位置にあることが重視されているからである。

次に、資金不足―貸付利子の高騰という状況の下で、錢莊による資金捻出の試みとその破綻を見つみよう。

貼票風潮發生于一八九七年(光緒二十三年)、先是有潮(州)幫鄭姓開設協和錢莊于交通路(西棋盤街)、首創貼票辦法、以高利吸收存款、凡以現金九十餘元存入者、即由錢莊開給遠期莊票一紙、到期後、可持票往取現金百元、名曰貼票。……其總數約二百萬元左右。

潮州幫の鄭某が開設した錢莊から貼票(私募債の一種)が開始された。一部の錢莊が九〇余元の払込みで長期莊票(二カ月前後)を手渡し、満期になると一〇〇元を支払うという方法である。しかし、一度取付け騒ぎが起こると、貼票を扱わぬ錢莊にまで累が及び倒産が続出した。貼票それ自身は一種の私募債とも言うべき形式を

とっており、同年の清朝政府による内債（後述）と類似している。但し、この貼票が旧来の莊票（錢莊の発行になる一覽払手形）の機能と結合して試みられたため、莊票が持つ、現銀を基礎にせずに信用膨脹と収縮とを循環するという動きを加速し、破綻せざるをえなかった。

かくして、一八九〇年代の上海金融市場は、市場規模の拡大に資金不足の状況下、錢莊のみではこれに対応しえず、新たな資金供給源及び信用機関が求められることとなった。この事態が外国資本の投資を誘引する中国側の条件を形作っていた訳である、そして、利権收回を掲げ、外国銀行に伍して右の要請に応えんとする企てこそ、盛宣懷を頂点として有力錢莊業者を董事（理事）に含み、「近代」的形態をとった中国通商銀行の設立であった。

3. 中国通商銀行と上海金融市場

錢莊に短期資本を融資する位置は外国銀行が占めていたが、中国通商銀行の上海における活動も外国銀行と同様の役割を担わんとするものであった。通商銀行が上海兩を決算単位に採用し、銀兩を単位とする銀行券を発行していることは、錢莊に対してより近い関係に立とうと

示したことを示している⁽²⁷⁾。錢莊への資金貸付につき、盛宣懷は理事との応答書簡の中で、上海本店の理事に次の指示を与えた。

上海銀根太緊、年終各錢鋪恐有不安。查九月份月結錢莊拆票〔短期貸付〕二七一萬五千餘兩。目前拆息極厚〔銀拆八錢〕固然極好。惟查滙豐各銀行所收拆票、必將各錢莊實在底理查探明白、分列上等・中等、上等至多放銀若干萬、中等至多放銀若干萬、細心之至、故從無錢莊倒虧銀行之銀款。通商銀行亦當照此辦理。⁽²⁸⁾

上海では銀が不足しており、錢莊は資金の調達が困難である。その錢莊に対して通商銀行が貸付を行なっているが、銀拆が高く有利である。但し、香港上海銀行が短期貸付を行なう場合、各錢莊の実情を調べ、上等・中等に分類し、貸付限度を設けているため損失を被らない。通商銀行もこれに倣うべきである、と勧めている。

これに対して上海の理事は、

查上海各錢莊本有福・祿・壽三等名目、歷來因拆票而累及公款者甚少、而外行虧缺錢莊者甚多。至西國銀行與我行情形不同、洋人不知華商底蘊、故有限定

數目、然亦虛行故事⁽²⁹⁾。

と答え、通商銀行の貸付は、外国銀行が錢莊に対して欠損を出す場合が多いことに比して、錢莊の実態を熟悉しているためむしろ安全であると保証している。但、この九月末の決算は、

弟查九月往來莊缺七十三萬餘兩、寧波莊收回十萬、各典收回十萬、裕源收回二萬、除滙漢局十萬外、約存現錢八十餘萬⁽³⁰⁾。

となり、錢莊への貸付以外に、質屋・新式綿糸工場(裕源紗廠。他に華盛・大純紗廠)などへの貸付が多角的になされている。また洋行への貸付も行なわれている⁽³¹⁾(これは一九〇〇年の記録として、一万兩の欠損のため會審衙門の裁判となった。通商銀行からは洋大班A IIメイトランドが原告として出廷している)。

これらの上海金融市場との係わりにつき、盛宣懷は開業後一年間の銀行活動を報告した上奏文の中で以下の如く総括している。

近年金鎊^{ポンド}翔貴銀幣低壓、百物騰踊輪轉窒滯。如上海通商總滙之區、而銀根空匱商情岌岌、皆有不可終日之危。幸通商銀行主持市面、銀息雖昂猶稍有限制⁽³²⁾。

ここでは、上海市場が金貴、銀幣価の下落、物価騰貴、流通停滞の状況下で銀が不足し、商情が苦境に陥ったとき、通商銀行は市場を支え、貸付利子の昂騰に対しても限度を設けたと述べ、錢莊に対する資金供給、市場安定化作用を強調した。一九〇六年の二月から八月までの各月の錢莊への貸付額は二三〇万兩から三六五万兩にまで及んでいる⁽³³⁾。表7の決算報告は、通商銀行の業務の中で、貸付の割合が高いことを示している。その他、準備金が計上されていない点は、香港上海銀行の経営方式に準じたにも拘らず、通商銀行の組織が株式組織というよりも無限責任制に基づく合夥的組織に類似している⁽³⁴⁾と見做すことができる。官との連繫を象徴した戸部預金も次第に返済され、民間銀行としての性格を強めている。しかし、このことは、通商銀行が錢莊のレベルに回帰したことを意味してはいない。何故ならば、当時の上海は、(1)中国・外国資本を問わず新たな民間工業企業が増加しており、(2)鉄道を中心とする官業の拠点でもあり、(3)海關機構を通じて清朝財政の金庫ともなっていた。この状況下で外国銀行―錢莊関係も前者の主導の下に再編強化されつつあった。この中で銀行活動は、伝統的な錢莊の活

表7 中国通商銀行決算報告(1000両)

	1898年上半期	1898年下半期	1906年下半期	1913年下半期
〔負債〕				
資 本 金	2,500	2,500	2,500	2,500
戸 部 預 金	1,000	1,000	200	—
諸 預 金	975	1,671	1,743	3,898
支払送金為替手形	76	172	402	217
銀行券発行高	38	287	1,705	1,251
当期総益金	181	192	401	1,058
計	4,743	5,822	6,951	8,924
〔資産〕				
現 銀	58	388	287	2,128
貸 付 金	4,486	3,953	5,990	5,389
割 引 手 形	156	1,256	124	397
各支店貸金	—	143	512	996
営業用地所建物	29	42	13	11
営業用什器	14	40	25	3
計	4,743	5,822	6,951	8,924
〔損益表〕				
株 主 配 当 銀	100	100	75	100
前 期 繰 越 金	81	92	326	958
計	181	192	401	1,058

The North-China Herald, March 6, 1899, May 29, 1899.

東亜同文書院『支那経済全書』第四巻, 707—709頁。大村欣一『支那政治地理誌』下巻, 511—512頁。

動領域である商業金融に止まり得ない。とりわけ、設立者である盛宣懷は先のすべての分野に係わっており、銀行設立はこの変化しつつある上海金融市場に対する富強派官僚からの対応であり、従って既成勢力との競合が余儀なくされる企てに他ならなかった。そこで、次節において通商銀行の初期活動の内容を検討する。

三 中国通商銀行と清朝借款政策

1. 株式募集と支店網

一八九六年一月に盛宣懷によって銀行設立の上奏がなされて以降、一八九七年五月にまず上海で開業するに至るまで、株式募集は上海金融市場の活況を背景にしつつも、幾つかの曲折を経て進められた。この過程は、(1)株式募集の地域的及び人的

範圍の画定、(2)銀行設立に対する諸批判への対応がなされ、銀行の基本的性格が形成された時期であった。

まず株式募集に関して、盛宣懷の私信が編纂されてい、『盛宣懷未刊信稿』に散見する記述を地域別に分類すると左の如くである。

京城(北京)：京城應在電局(電報總局)掛號。銀行買京屋撥用湘捐六千兩。⁽³⁴⁾

天津：天津商股二十萬及官場股份、因有管(廷獻)奏、觀望不繳。⁽³⁵⁾

上海：銀行商局股分八十萬、倚公(嚴信厚)爲總董。近閱報單拆票二百八十萬之多。⁽³⁶⁾

漢口：漢行甫於「十月」初六開張。⁽³⁷⁾

長沙：熊太史(希齡)已集股數萬。長沙分行未得辦事之人。⁽³⁸⁾

沙埠(沙市)：願附股者已不少。聞沙埠新關收稅、銀行尙無商人承設、擬請附入銀行。⁽³⁹⁾

(鄂中辛爵棠・賡甫幫忙、亦得官商股分十萬。⁽⁴⁰⁾)
滿城：願附股不少。⁽⁴¹⁾

湘省：辛承佑帥登高之呼、得商股五萬七千兩、內有公款作股分兩萬。⁽⁴²⁾

蘇州：得五萬、亦仲舫(嚴信厚)之力。⁽⁴³⁾

これらの他に、この時点で支店開設が予定された都市に、広東、香港、杭州などがある。盛宣懷の意図が率直に披歴されている私信から窺われる特徴は、募集の地域的広がりであり、しかもその広がりは、官界及び錢莊關係によって支えられている。これらの募集は上海本店の開業時には、

前收戶部存款百萬兩、商局股銀八十萬兩以及零星收股者約七萬兩、二十日止共有一八一萬二八二七兩、俱經滄(陳滄(笙郊))分存南北各錢莊代爲拆息。⁽⁴⁴⁾

とある如く、一般からの応募は七万余兩に止っており、先の経過に見たときより縮小されている。これは、募集過程で盛宣懷に加えられた批判の結果であった。即ち、盛が、

銀行股分二百五十萬、本已招齊、忽有總署(總理衙門)咨駁之件、以致謠言紛起、商情稍有觀望、……京城約計入股必多、何以闕爲無聲、想亦爲此謠言之故。⁽⁴⁵⁾

と嘆じた、總理衙門からの批判、先の天津の例に見た御史管廷獻からの批判など、中央政府からの批判が応募に

影響を与えた。更に盛は、

惟銀行深中匯豐及京都四恆之忌、其實此行係爲保守

中國利權起見、免致盡爲俄英各行一網打盡而已。於

匯豐固有損、於四恆不特無損且有益也。⁽⁴⁶⁾

と述べ、香港上海銀行及び北京の四恆銀号との利害の対立を予想している。前者との關係に關しては、中國の利權が露清銀行や香港上海銀行に独占されることを防ぐべきであるという観点から通商銀行の役割を強調し、競合關係に立つと指摘する。しかし後者の北京金融業者との關係に關しては、通商銀行は損失ではなく利益を与えるはずであると捉えている。

以上に見た、(1)官界からの批判、(2)香港上海銀行との競合、(3)四恆銀号の非協力、の三点に互り、中國通商銀行はそれぞれが主張する自己防衛策に直面した訳である。これらの制約要因を如何に打開すべきかという問題をめぐって、中國通商銀行の初期活動が展開される。

2. 官金取扱

上海本店の開業から一生を經過し、盛は活動狀況を報告し、更に活動領域を拡大するための新たな提案を行な

っている。報告の第一点は支店網に關してであり、一八九七年五月の時点で、天津・漢口・広州・汕頭・煙台・鎮江・北京に開設されている。第二点は前節に見た、錢莊への貸付による上海金融市場の安定に關してである。統けて官金との連繫につき以下の如く提案している。

仰懇救下戸部通行各省關。嗣後凡存解官款但係設有中國通商銀行之處、務須統交銀行收存匯解以符事體。而樹風聲及其成效大著、則如昭信股票以及造路開礦凡有招股之事、皆可依照西國歸於銀行代辦。較之官力號召、自無扞格猜疑之弊。是以泰西及日本國家、莫不重視銀行力爲扶翼。⁽⁴⁷⁾

中國通商銀行に官金預金及び官金送金（存解官款）を担当させ、それに基づく銀行信用の強化により、内債募集（昭信股票）の代行、鐵道建設・鉱山經營の株式募集が可能となるであろう。西欧及び日本では銀行を重視し、國が支援している、と述べ、銀行の活動領域を拡大すべき新たな提案を行なった。以下順次それらの帰趨を追ってみた。

官金の預金・送金業務の分担につき、盛宣懷の上奏から一カ月の後に許可の上諭が下った。

著盛宣懷、將銀行收存官款、如何議生利息、匯兌官款、如何議減匯費、先與各省關商訂明確、切實辦理。並著戶部、咨行各省將軍・督撫・各關監督、凡有通商銀行之處、匯兌官款・協饒。如查明匯費輕減、即酌交通商銀行妥慎承辦、以重商務。⁽⁴⁸⁾

即ち、預金の場合には利子の高さ、送金の場合には手数料の安さを明確にし、各省の官金（稅糧・関稅）及び軍費を通商銀行に取扱わせるといふものである。そして通商銀行がそれらを資金として商務を振興させることが期待されている。官金取扱いが実際にどの程度なされたのかという点については必ずしも明らかではないが、一九〇〇年の義和団の乱に關係して、

武衛中軍餉銀三十一萬兩向存京都中國通商銀行。因該銀行已被焚燬該行、商致上海銀行信憑、請由上海兌撥。⁽⁴⁹⁾

と記されており、軍費の一部が北京支店に預金されていた。また、義和団によって建物が破壊されたため、上海から送金する手筈が整えられたことから、先の「商務重視」の記述と共に上海において資金が運用されていた事実を窺うことができよう（後述）。

3. 昭信股票（内債）の仲介

清朝政府は、それ以前の時代と同様に、予算制度を施行せずに、伝統的な「量入為出」の方法を財政運営の原則としていた。そのため、出費が増大した場合には、旧税の増徴、新税の増設により対処してきたのであったが、この財政運営は外国借款の受入れを促した清朝側の条件をなしていた。⁽⁵⁰⁾ 他方、西欧諸国はこの条件を自らの投資拡大策の中にとり込み、对中国借款を増大させてきた。しかし、日清戦争による戦費・賠償金の膨脹が清朝財政を圧迫したため、清朝内部から、対外債務負担の軽減を主張する意見が、折からの自強論を背景に擡頭し、内債募集への転換が図られることとなった。表8に見る如く、清末中国の歳出入（試算）は、歳出超過であり、かつその中で軍事費と外債元利返済とで全体の五八%を占めている。また、歳入につき、塩税・海関税・釐金・常関税など間接税の比重が高く、これらは基本的には外債の担保であった。従って、利権分割に対する危機感や、銀価下落による返済額の実質増を避けんとして内債募集の声が高まってきたのである。

表8 1901年度中国の歳出入 (R. ハートの試算)

歳入 (1000 両)			歳出 (1000 両)		
地丁	銀	26,500	皇室費・中央行政費		12,480
槽米		3,100	陸海軍費		35,000
塩税		13,500	外交費		1,000
海關	税	23,800	外債元利費		24,000
釐金		16,000	鉄道建設費・河工費		1,740
常關	税	2,700	税関燈台經費		3,600
アヘン	收入	2,200	地方行政費		20,300
その他		2,600	その他		3,000
計		90,400	計		101,120

S. R. Wagel, *Finance in China*, pp. 339, 347.

中国史上最初の内債は、日清戦争の軍費捻出のために、一八九四年九月（光緒二〇年八月）に募集が開始された。戸部の上奏は、

伏查近年以來、帑藏偶有不敷、往往息借洋款、多論

磅價、折

耗實多。

因思中華

之大、富

商巨賈、

豈無急公

募義之人。

若以息借

洋款之法、

施諸中國

商人、但

使誠信允

孚、自亦

樂於從事。

とその趣旨を

述べている。

即ち、ポンド建の外国借款は、銀価下落により返済の負担が増大している。そこでこの外債の方法を中国商人に適用し、誠意を以て対すれば中国商人は率先して応募するであろう、と提案している。外債の方法を内債に適用

する際の募債条件は、償還期限を二年半とし、六カ月を一期、第二期より四分の一ずつ償還するというものであり、利息は年七分とされた。募集状況は、広東省の五〇〇万両を筆頭に、江蘇省一八四万両、山西省一三〇万両、直隸省と北京とがそれぞれ一〇〇万両、その他を含め、一〇二万両であった。⁽⁵²⁾ 翌一八九五年五月、戸部は、銀が高騰して民生に悪影響を及ぼすことを危惧し、予定額を越えたとして、募集を停止した。但し、この内債は形式的には利子、返済期限を定めた公債であったが、実際の募集過程で行なわれた強制割当は貧者に多い有様であり、そこに生じた弊害は、次の内債に悪影響を与えた。⁽⁵³⁾

一八九八年一月、右中允黄思永は自強股票を発行して内債を募集すべきことを提案した。黄は、

不知在外洋與在通商口岸之華民、依傍洋人、買票借

款者甚多、不能自用、乃以資人。且摺紳之私財、寄

頓於外國銀行、或託名洋商營運者、不知凡幾、存中

國之銀號票莊者又無論矣。⁽⁵⁴⁾

と述べ、外国の用に資している中国人の資本が多いと指摘し、股票を発行して割当てこれら資金を吸収する方策を提出した。これを承けた戸部は、任意の購入とし、債券を昭信股票と名付け、百両票を五〇万枚、五百両票を六万枚、千両票を二万枚、合計一億両を発行し、利子は年五分、担保は地租・塩税、期限は二〇年(一〇年間据置き、その後分償)とした。この取扱いは、黄の案では、銀行・票莊・銀号・典当が取扱い、官は係わらぬという内容であったが、戸部は各省に官設の昭信局を置き、取扱いを担当させた。⁽⁵⁵⁾ 募集の経過は全く不振であり、かつ各地から強制割当による弊害が報告され、結果は江蘇省の一二〇万両を筆頭に、安徽省五〇万、河南省、奉天省三〇万、全国合計五〇〇万両に過ぎなかった。一八九八年二月に募集が開始されたが、同年十二月に不振のため停止された。⁽⁵⁶⁾

この昭信股票に関して、盛宣懷は

聞京兆已請撥昭信款二百萬、現擬據實會奏、務求俯賜查明原案、設法成金、俾免蹉跌、裕師過滙、會諄切懇求、似甚關切垂諒。公私之幸。⁽⁵⁷⁾

と記しており、応募者の一人であったに止まっている。

以後清朝期には内債は発行されず、民国元年(一九一年)五月の愛国公債に至って、一連の内債が発行されるのであるが、ここでは、既に中国銀行・交通銀行が取扱いを担当している。⁽⁵⁸⁾

4. 外国借款の仲介

中国通商銀行と外国借款との関係を論じた盛宣懷の議論の中に、日清戦争直後の、即ち、清朝政府が直面した未曾有の戦費及び対日賠償金の財政的負担を処理すべき局面における、諸課題が集中的に表わされている。一八九七年一月(光緒二十三年一〇月)盛宣懷は戸部尚書翁同龢宛に、借款・鐵路・銀行の三項に互り大局を論じている。その中の銀行の項に於て、まず、

夫通商銀行之設、大有益於公家者、一曰招商股、一曰借民債。然不先有以扶翼之、竊恐得氣之難也。呼利借約能成、則五十年釐金・鹽課悉歸該行收付、而扶翼多矣。將來必能由該行經借民債。⁽⁵⁹⁾

と述べ、銀行設立は、商人から資金を吸収したり民債を募ることができるという利点があるにも拘らず、もしこ

れを「政府が」援助しない場合には、商股・民債に応募する意欲を生じさせない、と指摘する。その援助の内容とは、当時、対日賠償金支払のために外債発行を交渉して、この呼利 Hooley, Janieson Syndicate と清朝政府との間を銀行が仲介し、担保であり、かつ返済源でもあった釐金税及び塩税を銀行が取扱うことであるとされた。

これは全くの願望ではなく、当時の戸部侍郎であった張蔭桓がこの釐金・塩税の取扱いにつき言質を与えている。即ち、

不拘借何國何行之款、而我之釐金・鹽課仍可按月解赴通商銀行、再易鎊以交外國銀行、不必呼利獨可也。⁽⁶⁰⁾

とあり、相手の如何に拘らず通商銀行が恒常的に釐金・塩税を受け取り、これをポンドに替えて外国銀行に渡すという訳である。ここには、次の二点の新たな問題がある。即ち、(1)借金の担保・返済源に、従来からの海関税ではなく釐金と塩税とを新たに充用せんとしていること、(2)従来の返済方法では、返済資金は海関から上海道台を経て上海の外国銀行へと手渡され、外国銀行がそれを本国へ送金するか、或いは、その時点の金銀比価によってはそれを上海市場に投資するかの選択を行なうものであ

った。⁽⁶¹⁾しかしここでは借款返済の新たな取扱機関として中国通商銀行が位置し、外国銀行の既得の領域の一部に置き替わろうとしている。(2)につき、盛宣懷は続けて、此義關係通商銀行之興衰、亦關係國債民債之權輿、乞中堂世伯(李鴻章)即與俄相預爲籌商。此係戸部撥款自主之權、不過以通商銀行當作上海道庫而已。雖狡狼如匯豐、亦難禁我不如此也。⁽⁶²⁾

と述べ、通商銀行が戸部の上海における金庫係を預るに過ぎないと、銀行の役割を限定し、老獪な香港上海銀行すら口出しはできないと自らを防衛している。しかし、上海道台の金庫の役割の代替は、当時、返済金が上海に集中していた事実を鑑みれば、外国銀行に対する中国側の窓口となることを意味していたのであり、更に、海関制度と密接に結びついていた外国銀行に対して「自主」を主張しうる位置に通商銀行が立ち得る可能性があった。フリーリージャミソンとの借款交渉過程は、通商銀行と香港上海銀行との競争が特徴的に示されている。この借款交渉は、日本への賠償金支払いを名目として開始された。既に、最初の返済は一八九五年七月の露仏借款により五千万両(遼東半島返還費三千万両と共に)が、二度

目は一八九六年三月の第一次英独借款（香港上海銀行及び独亜銀行）一六〇〇万ポンドより七〇〇〇万両が支出された。⁽⁶³⁾ その後の事情を李鴻章は次の如く述べている。

查日款尙有未交銀約一萬萬兩。若不如期交清、於國體利權均有損礙。然除續借洋債更無別法、而借款之難多方勒隘。本月（一八九七年八月）初間據盛宣懷電稱、有英商呼利詹悟生公司 [Hooley Jamieson Syndicate] 遣來董事加爾福祿克 [Karl Frossel] 稱允借銀一千六百萬鎊、周息五釐、九五扣、五十一年還清。⁽⁶⁴⁾

対日賠償金を期限内に返済できない場合、国体・利権が損われてしまうが、返済には外債を更に借りる以外には方法はない。しかもこの借款も困難である。その時盛宣懷から、英商フリーロージャミソンが一六〇〇万ポンドの借款を提供するという連絡があった。

フリーロージャミソンは鉄道建設に携わる開発会社であり、この時も、盛宣懷に対して盧漢鉄道建設への参加を働きかけていた。⁽⁶⁵⁾ 他方李鴻章は、講和条約第四条に規定された賠償金返済につき、折からの銀価下落による返済額の増大を危惧し、八年間に互る分割払いではなく、

利子が免除される批准交換後三年以内の返済を考えていた。⁽⁶⁶⁾ そして、盛宣懷を通じフリーロージャミソンとシケートとの間に一八九七年八月に借款協定が結ばれた。第四条に担保が規定され、剰余の海關税及び初めて借款返済に充てられた釐金・塩税が返済源とされた。第五条に中国銀行（中国通商銀行）が上海或いはロンドンで中国政府から月毎に受け取った金を半年毎にシンジケートに返済することが規定された。⁽⁶⁷⁾

この借款協定に対して盛宣懷は次の評価を与えている。即ち、

該公司 [Hooley Jamieson Syndicate] 視通商銀行一如匯豐・獨華也。彼面子上頗助通商銀行。謂我國家當無不願移外國銀行所侵之利益歸諸通商銀行。實則彼恐鹽課・釐金臨時延誤、要由通商銀行保其收付。⁽⁶⁸⁾

とあり、フリーロージャミソンは表面的には通商銀行を香港上海銀行や独亜銀行と同列に置いて見ており、外国銀行が侵占した利益を通商銀行に移すことを願っていると言っている。しかし実際は、塩税・釐金の支払いが遅延した場合、通商銀行に取立てを保証させようとしているのだと述べ、通商銀行が果すべき役割は主権回復にある

りとしながらも、それと現実の利害関係との間にある格差を客観的に描き出している。利権回収の現実には、利害関係が如何に錯綜する中で果されねばならないかという歴史的問題を如実に別抉した認識であると思われる。

しかし、この借款に対する批判はとりわけイギリス側から強く出され、結局は失敗に終る。例えば、

福祿受 [Frossel] 交関洋報載明中國允將鹽課・釐金
悉歸稅司經管、乃可抵借字樣。上海匯豐又告知、內
地課釐若不歸洋人兼管、必靠不住幾至潰散。⁽⁶⁹⁾

と盛宣懷が李鴻章宛に報告している如く、タイムズ紙や香港上海銀行からなされた、釐金・塩税を借款の担保にする場合、それらが外国人税務司或いは外国人の管理下になければ何の保証も無いという批判である。更に、李鴻章は「在中國イギリス公使、海關稅務司は香港上海銀行に加担している」⁽⁷⁰⁾とも指摘するなど、イギリス側の利害関係者から集中された。結局、フリーリー・ジャミソンは、ロンドンで資金を調達できず、対日賠償金返済のための最後(第三次)の借款は、翌一八九八年二月英独統借款として香港上海銀行と独亜銀行が担当し、しかも担保は釐金と塩税とであった。⁽⁷¹⁾この点から考えるとフリー

リー・ジャミソンの場合の担保に対する批判は、鉄道利権をめぐるフリーリー・ジャミソンと中国通商銀行との結合という、新勢力の擡頭に対する既成勢力からの批判に他ならなかったと見做すことができよう。そして、中国通商銀行の初期活動(一九一一年の辛亥革命前後に至る)の中で、外国借款の仲介は、一八九八年六月の蘆漢鉄道借款(ベルギー鉄道会社 Société d'Etudes des Chemins de Fer en Chine より一億二五〇万フラン)⁽⁷²⁾、一九〇〇年七月の粵漢鉄道借款(米中開発会社 American China Development Company より七〇〇万ドル)の二度であり、共に担保は当該鉄道の財産及び収入に止まっている。⁽⁷³⁾中国通商銀行と外国銀行(とりわけ香港上海銀行)との間に生じた、借款仲介をめぐる利害の対立は、かくして外国側諸勢力の一致した防衛策の下に、中国通商銀行の参入が退けられる結果となった。

結語

民間株式銀行として出発した中国通商銀行は、その初期活動において、盛宣懷が携っていた諸企業経営・鉄道建設・借款交渉など、民間のみならず清朝政府財政に至

るまでのすべての分野に係わるることにより、極めて多角的な活動を行なった所謂新式銀行であった。ただし、このことは、通商銀行の役割を盛宣懷グループの金融的中心を担ったと概括するのみでは不十分であろう。何故なら、第二節に見た如く、在地金融機関である錢莊業との係わりにおいて、また、第三節に見た如く、清朝財政への参画や外国銀行との軋轢の過程において、中国通商銀行の活動は、銀価変動下の中国経済の変化、ひいては、中国全体が直面していた対内的対外的関係における諸問題を自らの活動領域の内部に抱えていたと考えられるからである。別言すれば、中国通商銀行が持っていた多面的活動を通じて、歴史的に継承されてきた中国在来の金融機関の変化と外国銀行活動の新たな拡大との相互過程を跡付けることが可能となったからである。

問題はこれに止まらない。即ち、清朝政府が当時直面していた課題は、銀価問題をめぐる対外関係のみではなく、それと表裏一体の関係にあった、「錢荒」と呼ばれた銅錢及び銅錢と銀兩・銀貨との関係をめぐる、通貨・物価・徴税の各地方間の或いは農村と都市間の混乱と分権化の趨勢に対処することであった。その打開策は、幣

制改革を楨杆として統一の通貨政策を導入し、それを担う中央銀行を設立することにあると考えられた。各省督撫はもとより盛宣懷もこの幣制改革論争に加わっている。この課題は差当り、大錢鑄造によるインフレの昂進と、大清銀行・交通銀行の設立として進行するが、この二〇世紀初頭から始まる幣制改革を、各地方の動きに即して検討することはこれを次稿の課題としたい。

(1) 彭沢益「十九世紀後期中国城市手工業商業行会的重建和作用」『歴史研究』一九六五年、第一期。

(2) 根岸信『上海のギルド』日本評論新社、一九五一年、同『中国のギルド』日本評論新社、一九五三年。また、異なる観点からの分析に、仁井田陞『中国の社会とギルド』岩波書店、一九五一年、がある。

(3) 杜月笙『五十年來之中国通商銀行』中国通商銀行編『五十年來之中国經濟』文海出版社、一九七一年。また、設立過程につき、拙稿「中国通商銀行の設立と香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Bank) —— 一八九六年、盛宣懷の設立案をめぐって——」及び「清末中国における「銀行論」と中国通商銀行の設立——一八九七年、盛宣懷の設立案をめぐる批判と修正——」(『一橋論叢』第八十四卷第四号、第八十五卷第六号)参照。尚、本稿はこれら二論文の続稿をなす。

- (4) E. W. Kemmerer, *Modern Currency Reforms*, New York, 1916, pp. 11-34.
- (5) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1892-1901*, Shanghai, 1904, Vol. I, p. 487.
- (6) British Parliamentary Papers (BPP), *Report on the Trade and Commerce of Shanghai for the Year 1893* (Foreign Office, Annual Series, No. 1442, 1894), p. 7.
- (7) *Ibid.*, p. 9.
- (8) BPP, *Report on the Trade and Commerce of the Consular District of Shanghai for the Year 1892* (F. O., Annual Series, No. 1266, 1893), p. 15.
- (9) *Ibid.*, pp. 15-16.
- (10) BPP, *Report on the Trade and Commerce of Shanghai for the Year 1893*, p. 8.
- (11) BPP, *Report on the Trade and Commerce of the Consular District of Shanghai for the Year 1892*, p. 14.
- (12) *Ibid.* p. 4.
- (13) 拙稿「十九世紀後半、中国における外国銀行の金融市場支配の歴史的特質——上海における金融恐慌との関連に就て——」『社会経済史学』第四十卷第三号、参照。
- (14) BPP, *Report on the Trade and Commerce of Shanghai for the Year 1893*, pp. 22-23.
- (15) 『上海研究資料』上海通社、一九三五年、二八三頁。
- (16) China Association, 1898-9 *Annual Report*, London, p. 1.
- (17) *The North-China Herald*, June 29, 1894. 下関条約の工業企業権条項において規定された中国における会社設立問題は、イギリスの場合、一九〇八年のイギリス会社法に準拠した一九一一年及び一九一五年の香港会社法の改訂に至るまで、登記は香港政庁になされ、香港籍会社としてイギリスの保護を受けた。
- (18) *Ibid.*, June 29, 1894, January 10, 1896, November 13, 1899.
- (19) 汪敬虞「十九世紀外国侵華企業中の華商附股活動」『歴史研究』一九六五年、第四期。
- (20) 林金枝「近代華僑投資国内企業の幾個問題」『近代史研究』一九八〇年、第一期。
- (21) 徐義生編『中国近代外債史統計資料』中華書局、一九六二年、二八一—三四頁。
- (22) 『上海研究資料』二八三—二八四頁。
- (23) 中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社、一九六〇年（一九七八年重版）、五三頁。
- (24) BPP, *Report on the Trade and Commerce of Shanghai for the Year 1893*, p. 9.
- (25) 『上海錢莊史料』四三頁。
- (26) 同前、五六—五七頁。
- (27) 楊蔭溥編『上海金融組織概要』（国立中央大学叢書）商務印書館、一九三〇年、一二六頁。

- (28) 『上海錢莊史料』五四頁。
- (29) 同前、五四—五五頁。
- (30) 北京大學歷史系近代史教研室整理『盛宣懷未刊信稿』中國史學社、一九六〇年、五一頁。
- (31) *The North-China Herald*, July 25, August 1, August 8, 1900.
- (32) 盛宣懷『愚齋存彙』卷二、奏疏二、三十b。
- (33) 『上海錢莊史料』五五頁。
- (34) 『盛宣懷未刊信稿』五四頁。
- (35) 同前、七頁。
- (36) 同前、一〇、四九頁。
- (37) 同前、一二、一六、四八頁。
- (38) 同前、一二、四八頁。
- (39) 同前、一六、四八頁。
- (40) 同前、二四頁。
- (41) 同前、一六頁。
- (42) 同前、二四頁。
- (43) 同前、二四頁。
- (44) 『上海錢莊史料』五四頁。
- (45) 『盛宣懷未刊信稿』一頁。
- (46) 同前、一三頁。四恒とは、恒利、恒興、恒源、恒和から成る北京で最大の銀号であり、銀票の発行、銅錢取扱いなどにより、北京金融市場に大きな影響力を持っていた(中國人民銀行總行參事室金融史料組編『中國近代貨幣史資料』第一輯、下冊、五四一頁、參照)。
- (47) 『愚齋存彙』卷二、奏疏二、三十一b—三十二a。
- (48) 『大清德宗景皇帝實錄』卷四百二十、三三a—b。
- (49) 『愚齋存彙』卷五、奏疏五、四a—八a。
- (50) 趙豐田『晚清五十年經濟思想史』哈嘸燕京社、一九三九年(燕京學報專号之十八)、下篇「國家經濟改良諸說」、參照。
- (51) 『東華續錄』光緒朝、卷一百二十一、九b。
- (52) 同前、卷一百二十六、三a—b。因みに、これらの条件のうち利息のみを外債の場合と比較すると、一八九四年から一九〇〇年に至る一六回の外債の年利息の平均は五・四四%である(徐義生、前掲書、二八一—三三頁)。
- (53) 一八九五年五月四日(光緒二十一年四月乙巳)に戸部は「地方官藉機苛派勒索摺」の上奏を行ない、各地方に生じた弊害を報告した(同前、卷一百二十六、二b—三a)。
- (54) 同前、卷一百四十二、二a—十三a。
- (55) 同前、卷一百四十二、十三a—十五b、『光緒政要』卷二十四、二b—四a、『東華續錄』卷一百四十三、三b—五b。
- (56) 『皇朝道咸同光奏議』一一、十三b—十四a。『光緒政要』卷三十四、三十九b—四十一a。戸部は四点に互り弊害を指摘している。即ち、(1)市場に流通する現銀の減少。(2)官吏による強制。(3)官吏による受取・送金時の不正。(4)釀出を免れるため外国教会や外国商店の庇護に頼ろうとす

る、以上の内外に係わる弊害があった。

- (57) 『盛宣懷未刊信稿』八四頁。
(58) 千家駒編『旧中国公債史料(一八九四——一九四九年)』財政経済出版社、一九五五年、三六頁以降。
(59) 『盛宣懷未刊信稿』四一頁。
(60) 同右。
(61) 外債返済資金の上海集中に関しては、『上海錢莊史料』六〇頁' China, Imperial Maritime Customs, *Trade Returns*, 1904, pp. xiv-xv. などを参照。
(62) 『盛宣懷未刊信稿』四一頁。
(63) 徐義生編『中国近代外債史統計資料』二八一—三一頁。
(64) 王亮(希隱)編『清季外交史料』卷一百二十六、二五b—二六a。
(65) J. K. Fairbank, K. F. Bruner and E. M. Matheson ed., *The I. G. in Peking: Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs 1868-1907*, Cambridge, Massachusetts, 1975, Vol. two, pp. 1131-1140.
(66) 「出使大臣張蔭桓奏請訂借八千萬兩償日本兵費片」『清季外交史料』卷一百二十六、二七b—二九b、外務省編纂

『日本外交文書』第二十八卷第二冊、一〇八九文書、参照。

- (67) 同前、二七a—b。
(68) 『愚齋存粟』卷二十八、電報五、一b。
(69) 同前、卷二十八、電報五、二b。
(70) 同前、卷二十八、電報五、三b。
(71) この借款交渉に注目していた日本政府は一八九七年一〇月及び一二月に、ロンドンの加藤高明公使から外務大臣大隈重信、西徳二郎宛に、香港上海銀行ロンドン委員会のカメロンと面談した報告を受けている。報告では、フリーは控機業者であり、市況も芳しくないため公債募集は無理である、として実現には否定的な見方をしてい(外務省編纂『日本外交文書』第三十卷、三九二—三九四文書)。徐義生『中国近代外債史統計資料』三〇—三一頁。
(72) 同前、三〇—三三頁。John MacMurray, *Treaties and Agreements with and concerning China, 1894-1919*, New York, 1921, Vol. I, pp. 135-152.
(一九二一年一月二〇日脱稿)(一橋大学助教授)